

設置する充電設備の種類別補助金交付上限額

高速道路SA・PA及び道の駅 充電設備設置事業	Ⓐ コネクタが 2つの型式	Ⓑ 電源部と充電部で 分れている型式
(1) 充電設備等設置工事費		
①充電設備等設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費 (QCのみ)	—	—
④特別措置に基づく受電工事費 (QCのみ)	—	—
(2) 案内板設置工事費 (原則1申請当たり)		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
(3) 付帯設備設置工事費 (原則1基当たり) *1		
①駐車スペースライン引き	×2	×2
②路面表示	×2	×2
③屋根	—	×2
④小屋	—	×2
⑤充電設備防護部材	—	×2
⑥電灯	—	×2※
(4) その他設置に係る費用 (原則1申請当たり)		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討・図面作製費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費 (高速道路等のSA・PAのみ)	—	—
⑤充電スペース造成費 *2	×2	×2
⑥(1)~(3)の工事がかかったその他労務費	—	—

*1 補助対象となる工事項目は、各事業参照のこと。

*2 高速道路等、道の駅およびマンション等の内、既設の分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合のみ

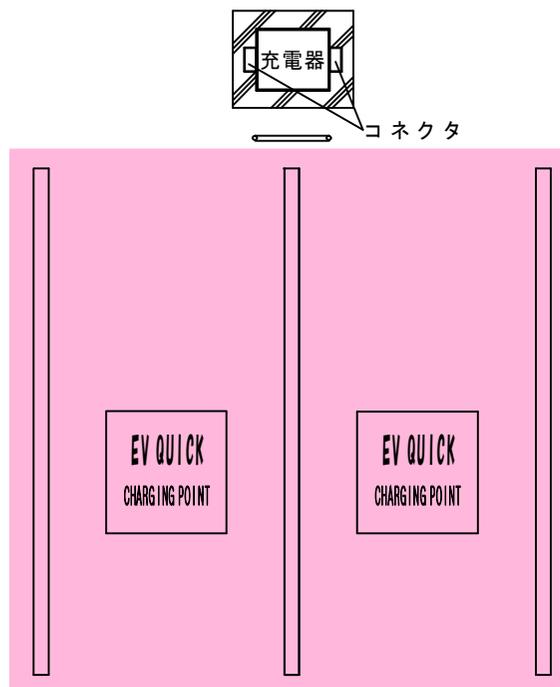
—: 1基あたりの補助上限額

—※: 1基あたりの補助上限額 (1型式を稼働させるための設置および電気配線工事を対象とする)

×2※: 効率的な設置をしている場合

Ⓐ

充電設備1基でコネクタが2つの場合



Ⓑ

1型式で電源部1基、充電部2基の場合

